

令和7年12月中旬、当法人施設（障がい者支援施設「仁万の里」）において、施設ユニット内での虐待について、職員から報告がありました。当施設は、これを受けて隠岐の島町障害者虐待防止センターに通報し、その結果、隠岐の島町において、身体的虐待及び心理的虐待があったと認定されました。

利用者の尊厳と人権を守るべき立場にありながら、このような事態を招きましたことにつきまして、虐待を受けたご利用者様及びご家族様をはじめ、全ての利用者様、保護者様、関係団体の皆様に多大なご心配とご負担をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

本件を受けて、当法人は懲罰委員会を開催し、対象者について処分を決定いたしました。処分の内容は、次のとおりです。

- ・当該職員：出勤停止
- ・管理監督責任者：減給

今後、保護者説明会でいただいたご意見等も踏まえ、具体的な再発防止策を実施してまいります。職員一丸となって信頼回復に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

令和8年9月7日

社会福祉法人博愛 理事長 吉田 雅紀